

令和8年度広島県リスクリソース実践・高度化サポート事業運営業務委託仕様書

1 概要

本仕様書は、「令和8年度広島県リスクリソース実践・高度化サポート事業」（以下「本事業」という。）の運営業務（以下「本業務」という。）の委託について、必要な事項を定めたものである。

2 本事業の目的

デジタル技術の進展や環境問題の深刻化など、急激な速度で社会環境が変化する中で、特に企業活動におけるデジタル・トランスフォーメーション等への対応の必要性の拡大に伴い、労働生産性の向上に向けて、業務効率化や付加価値向上を図っていくためのリスクリソースの重要性がますます高まっている。

県内企業が、こうした環境の変化に対応し、持続的な成長につなげていくために、経営戦略の実行に必要な人材戦略等に基づき、従業員が必要な知識やスキルを習得し、業務に活用していくリスクリソースを実践できるよう、多様な学習ニーズにきめ細かく対応した学習カリキュラムの提供を中心としたリスクリソース推進支援を実施する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 本事業の内容

（1）対象企業

本事業の対象企業は、広島県内に本社、本店、支店又は事業所等を有し、従業員のリスクリソースに課題を有する企業とし、参加企業等の募集は広島県において行う。

なお、本事業の参加企業数は10社程度、受講者数は1社あたり5名程度を想定する。

（2）参加企業の選考

（1）で募集した企業に対する参加企業の選考は広島県が行うものとし、受託者は連携を図りながら、選考が円滑に進むよう必要に応じて支援を行うこと。選考過程において、広島県から求めがあった場合には、助言や相談対応等を行うこと。

選考方法については、書類審査及び応募企業へのヒアリング（最大20社程度）を実施する予定である。

（3）人材育成計画の作成支援

ア 各参加企業における中長期的なリスクリソース推進のための人材育成計画の作成支援を行うこと。なお、本事業における人材育成計画とは、参加企業内での社内業務・事業の高度化や効率化、新規事業開発などにおいて、その企業に求められる人材の育成に向けて作成するものを指す。

イ 以下の要素により構成する人材育成計画を、参加企業の申込代表者（以下「企業管理者」という。）が策定できるよう、素材の提供や必要な助言等による伴走支援を行うこと。なお、支援手法については、提案書に具体的に記載すること。

（ア）企業内での社内業務・事業の高度化や効率化、新規事業開発などの具体的な施策の設定

（イ）（ア）に掲げる施策の展開に必要な人材像の設定

（ウ）（イ）に掲げる人材像のスキルセットの設定

なお、スキル項目については各企業の実情に応じて調整できる、柔軟性を有するものとすること。

(エ) (ア)～(ウ)を踏まえ、企業が実施するべきリスクリングの基本的な方針及び中長期的なゴールの設定

(4) 学習計画の設計支援

受講者が効果的かつ実践的な学びを得られるよう、個別最適な学習計画の設計支援を行うこと。設計支援にあたっては、(3)により作成された人材育成計画で明示したスキルに合わせ企業管理者及び受講者と協議しながら、本事業の実施期間における学習計画の作成を支援すること。

- ア 受講者が本事業において効果的に学習を進められるよう、受講者の現状把握及び課題整理を行い、個々の受講者の業務内容、能力、学習ニーズ等を踏まえた学習計画の策定支援を行うこと。
- イ 受講者の課題把握については適切な方法により実施し、収集した情報を整理したうえで、学習計画策定に反映すること。
- ウ 学習計画の策定にあたっては、(3)により作成された人材育成計画に定める人材像及びスキルセットとの整合性を確認しつつ、受講者が本事業期間内に習得するスキル、学習テーマ、学習方法等を明確化すること。
- エ なお学習計画策定に係る具体的な実施方法については、受託者が提案書にて具体案を示し、委託契約後に広島県と協議のうえ決定するものとする。

(5) 学習カリキュラムの提供

学習計画を実行するため、以下の要件を満たす形で学習カリキュラムを提供すること。

ア 提供内容

- (ア) 受講者が(3)及び(4)に基づき整理した個々の課題や学習ニーズに応じて、デジタル技術やAI(人工知能)の利活用に関連する分野をはじめとした最適な学習カリキュラムを選択・受講できるようにするなど、個々の参加者の状態やニーズに応じた個別最適性を有するとともに、参加企業の多様なニーズに柔軟に対応できるものとすること。
- (イ) 学習カリキュラムにおいては、少人数での対話や協働の要素を適切に取り入れつつ、受講者が習得した知識を実践し、業務における行動変容に繋がるような学びを含めることを必須とする。受講者同士の意見交換やグループワーク等を交え、実務での実践・応用に繋がるように設計することとし、これらの具体的な内容については、提案書に記載すること。

イ 提供方法

オンラインにて学習カリキュラムを提供すること。また、学習カリキュラムは以下の要件を満たすものであること。

(ア) 利用可能端末

PCだけでなく、受講者のスマートフォンやタブレット等の端末でも受講可能であること。

(イ) 学習状況等の把握

受講者の合計受講時間や受講コンテンツ等を参加企業及び広島県において把握できることとすること。

(ウ) 質問対応

学習を進める受講者からの、質問等を受け付ける体制が確保されていること。

ウ 使用する機器及び通信費

必要な設備及びインターネット接続環境については参加企業が自ら用意するものとし、通信費は参加企業が負担するものとする。ただし、機器・通信費とも高額な費用負担とならない、一般的な機器で学習できるように学習プログラムを設定すること。

なお、学習カリキュラムの受講に要する機器等の条件（P Cの性能、通信環境等）などは、応募段階において参加を希望する企業へ明示すること。

（6）学習伴走支援

受講者が円滑かつ確実に本事業のプログラムを完遂できるよう学習伴走者を配置し、ハンズオンのサポート体制を構築すること。具体的には、定期的な面談による進め方の疑問点解消、学習プログラムに基づく学習目標や学習計画の設定サポート、学習進捗・学習モチベーション管理等を行うこと。

（7）K P I の設定

例えは学習カリキュラムの受講時間など、本事業の目的に沿う適切なK P I を設定すること。また、本事業開始後はモニタリングするK P I を広島県と相談の上決定し、報告すること。

（8）効果検証

受講者及び企業管理者に対してアンケート調査等を行い、学習カリキュラムの実施結果を集計するとともに、その効果を検証・分析し、とりまとめること。

（9）事例集の作成

広島県と相談の上、企業・受講者及び企業管理者を取り上げて取材し、取組事例集を作成すること。なお、完成した事例集は広島県が今後の施策の広報等に利用することを想定しており、事例として取り上げる企業数や具体的な仕様等は広島県と協議の上決定するものとする。

（10）実施報告書の作成

（1）から（9）までの業務の実施状況や達成状況、次年度に向けた課題などをまとめた実施報告書を作成すること。

5 納品物

以下のものについて、契約期間内に提出すること。提出方法及び媒体については、広島県と協議の上決定するものとする。

（1）4（10）に掲げる実施報告書のデータファイル

（2）その他本業務の遂行に当たって作成した資料等のうち、広島県と協議の上納品物として指定したもの

6 著作権

納品物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、受託者が契約締結前から保有していた著作物の著作権を除き、本委託契約に係る委託料の支払いの完了をもって、受託者から広島県へ移転するものとする。

7 業務実施に当たっての留意事項

（1）業務実施にあたっては、円滑かつ効率的に進めるため広島県と緊密に連携しながら業務を進めること。なお、業務内容に疑義が生じた時は、広島県はその都度、受託者に対し状

況の報告を求めることができるものとする。

- (2) 本業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、広島県と協議の上処理すること。
- (3) 広島県は内容を確認する場を設けることができる。その際には、受託者側は仕様内容を満たしていることを示す必要証憑を提示しなければならない。

8 契約に関する条件等

- (1) 本業務の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わせることはできない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用することはできない。また、受託業務終了後も同様とする。
- (4) 本受託業務内で新たに取得した個人情報及び、受注時に広島県が提供する個人情報等について、別紙の「機密情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、適切に管理を行うこと。なお、本事業受託期間終了後に広島県の指示に基づいて適切に返却又は破棄すること。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、広島県と受託者の協議により定めるものとする。